

て・あーて
児童福祉法に基づく保育所等訪問支援 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人こどもコミュニティケア（以下「事業者」という。）が設置するて・あーて（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の保育所等訪問支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定保育所等訪問支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定保育所等訪問支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとする。

- 2 指定保育所等訪問支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 3 指定保育所等訪問支援の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定保育所等訪問支援の提供ができるよう努めるものとする。
- 4 前三項のほか、法及び「神戸市指定障害児通所支援事業者の指定の基準等並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成30年神戸市条例第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定保育所等訪問支援を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定保育所等訪問支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 て・あーて
- (2) 所在地 神戸市垂水区舞多聞西5丁目11-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定保育所等訪問支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定保育所等訪問支援の目標及びその達成時期、指定保育所等訪問支援を提供する上での留意事項等を記載した保育所等訪問支援計画の原案を作成すること。
- (ウ) 保育所等訪問支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した保育所等訪問支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- (エ) 保育所等訪問支援計画作成後、保育所等訪問支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、保育所等訪問支援計画の見直しを行い、必要に応じて保育所等訪問支援計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 訪問支援員 1名以上

保育所等訪問援計画に基づき障害児等に対し適切に支援等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。ただし利用者および訪問先の要望、支援内容に応じて定めの日および時間を変更する場合がある。

(1) 営業日

毎週月曜日とする。ただし、国民の祝日及び毎年4月に発行する年間カレンダーに定める休業日を除く。

(2) 営業時間

15時30分から17時00分までとする。

(3) サービス提供日

毎週月曜日とする。ただし、国民の祝日及び毎年4月に発行する年間カレンダーに定める休業日を除く。

(4) サービス提供時間

15時30分から17時00分までとする。

(指定保育所等訪問支援を提供する主たる対象者)

第7条 指定保育所等訪問支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 障害児(18歳未満の身体障害者、視覚障害者、聴覚・言語障害者、内部障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害児を含む)及び難病等対象者)

(指定保育所等訪問支援の内容)

第8条 事業所で行う指定保育所等訪問支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 保育所等訪問支援計画の作成

(2) 基本事業

(ア) 障害児本人に対する支援(集団生活の適応のための専門的な支援)

(イ) 訪問先施設の保育士等に対する支援(支援方法等の指導)

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定保育所等訪問支援を提供した際には、利用者から指定保育所等訪問支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、利用者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

- 3 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。
 - (1) 第12条に規定する通常の事業実施地域以外の地域事業所から訪問先までの交通費（燃料費等）の実費
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者の体調・健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。
- (2) 利用者の疾病で、利用者の主治医が、サービス提供中に他へ感染する疾病と診断した場合、サービスの利用はできないものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業者は、利用者の依頼を受けて、障害児等が同一の月に指定障害児通所支援を受けたときは、障害児等が当該同一の月に受けた指定通所支援に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第24条第1項に規定する負担上限月額、又は令第25条の5第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、神戸市垂水区、西区、須磨区、長田区、明石市とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第13条 現に指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生したときは、直ちに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定保育所等訪問支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努める。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努める。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努める。

(衛生管理等)

第15条 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(苦情解決)

第16条 提供した指定保育所等訪問支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定保育所等訪問支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により兵庫県知事又は神戸市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は兵庫県知事及び神戸市長が行う調査に協力するとともに、市町村又は兵庫県知事及び神戸市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第17条 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 全職員に対する利用者の人権の擁護及び障害児虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（年1回以上）
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知

(身体拘束等の禁止)

第19条 事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業者は、障害児等に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定保育所等訪問支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。